

加盟国憲法と主権の移譲

加盟国	主権移譲に関する憲法条文の有無	関連条文	内容
ベルギー	有	34 条 168 条	権限の行使は、条約または法律により国際公的機関に帰すことができる。 両院は、欧州共同体設立条約のいかなる改正に関する交渉について交渉開始から通知を受ける。
デンマーク	有	20 条	(1) 王国当局に付与された権限は、国際法の支配の協力の促進のために他国との相互合意により設置された国際当局に委任することができる。 (2) 上記をとり取り扱う法案の可決には、議会の総議員の 6 分の 5 の賛成が必要となる。6 分の 5 の賛成が得られない場合であっても、通常の法案の可決に必要な過半数が獲得できた場合は、上記を取り扱う法案を国民投票に付すことができる。
ドイツ	有	23 条 24 条	(1) 連邦は、連邦参議院の同意の下、法律により統一欧州の設立のために主権を移譲することができる。 (3) E U の立法に参加する以前に、連邦政府は連邦議会に対して議会の立場を述べる機会を与える。連邦政府は、交渉の際、連邦議会の立場を考慮する。 (1) 連邦は、法律により主権を国際機関に移譲することができる。
ギリシャ	有	28 条	(2) 憲法の下、重要な国益へ尽くした他国との協力を促進する目的で、条約または協定により国際機関の権限を承認することが可能である。 (3) ギリシャは、議員総数の絶対多数の賛成により可決された法律により、国家主権行使への制限を受け入れる。
スペイン	有	93 条	組織法により、憲法に由来する権限を国際機関に移譲する条約締結を承認することができる。
フランス	無	88-2 条 88-3 条	相互主義を条件に、かつ、1992 年 2 月 7 日に調印された欧州連合条約の条件に応じて、欧州経済通貨同盟の設立に必要な権限の移譲に同意する。 相互主義を条件に、かつ、1992 年 2 月 7 日に調印された欧州連合条約の条件に応じて、人の移動の自由とそれに関係する領域に関する規則の決定に必要な権限の移譲に同意する。 相互主義を条件に、かつ、1992 年 2 月 7 日に調印された欧州連合条約の条件に応じて、地方選挙における選挙・被選挙権はフランス内に居住する E U 市民のみに与える。
アイルランド	無	-	(アイルランドは EU 条約が新たに締結される都度、憲法改正を行った。)
イタリア	有	117 条	立法権は、憲法にしたがってまた E U 法と国際機関により設定された制限の枠内で、国家と地域に属する。
ルクセンブルグ	有	37 条	憲法により立法府、行政府、司法の付与された権限の行使は、条約により一時的に国際法により統治された機関に付与することができる。
オランダ	有	92 条	立法、行政、司法の権限は、条約に従って国際機関に授与することができる。

オーストリア	有	9 条	第 50 条 (1) に従って承認が必要な立法または条約により、連邦の特定な権限を政府間機関に移譲することができる。
ポルトガル	無	7 条 8 条	(5) ポルトガルは、欧州アイデンティティと諸国民の間での平和、経済的前進、正義に向けた欧州諸国の行動の強化にコミットする。 (6) EU 内での権限の共有行使 (3) ポルトガルが所属する国際機関の資格ある組織が定める規則は、関係条約がその旨規定する限りにおいて、国内に直接適用される。
フィンランド	否	94 条 96 条 97 条	(2) 国際義務の受け入れまたはその破棄に関する決定は、議会における投票総数の過半数によりなされる。しかし、憲法に関わる国際的義務の受け入れは、投票する議員の 3 分の 2 以上の賛成投票による議会の承認を必要とする。 (1) 議会は、かつて憲法により議会の権限に含まれていたもので、EU で決定されようとする法律、協定その他の措置に関する提案を考慮する。 (2) 首相は、議会または委員会に欧州理事会で取り扱われる事項の情報を事前および遅滞なく事後に提供する。
スウェーデン	有	Article 5	国会は、欧州共同体がこの政府法典および欧州人権規約に規定されている保護に相当する人権と自由を保護する限りにおいて、欧州共同体に議決権を委譲することができる。国会は、投票した議員の 4 分の 3 以上の多数の賛成に基づく議決によりその移譲を認可する。
英国	無	-	(英国は、「欧州共同体に関する法律」採択という過程を経て EC に加盟。)